

東成瀬村地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

令和 8 年 6 月 5 日

東成瀬村地域公共交通活性化協議会規約の一部について次のように改正する。

現行				改正後			
別表 第 6 条関係				別表 第 6 条関係			
要 綱	組 織 名	部 署 名	役 職	要 綱	組 織 名	部 署 名	役 職
村内バス路線バス運行事業者及び公共交通事業者	羽後交通株式会社		代表取締役社長	村内バス路線バス運行事業者及び公共交通事業者	羽後交通株式会社		代表取締役社長
	秋田県ハイヤー協会	横手湯沢雄平支部	支部長		秋田県ハイヤー協会	横手湯沢雄平支部	支部長
道路管理者、関係機関・団体、その他計画に定める事業を実施すると見込まれる者	秋田県雄勝地域振興局	建設部企画・建設課	課長	道路管理者、関係機関・団体、その他計画に定める事業を実施すると見込まれる者	秋田県雄勝地域振興局	建設部	次長
	株式会社マルシメ		代表取締役		株式会社マルシメ		代表取締役
村内有識者、地域公共交通利用者	村内有識者			村内有識者、地域公共交通利用者	村内有識者		
	田子内地域づくり推進委員会		会長		田子内地域づくり推進委員会		会長
	岩井川コミュニティ推進委		会長		岩井川コミュニティ推進委		会長

	員会		
	椿川三部落委員会		会長
	大柳地区地域づくり推進委員会		会長
秋田県警察、その他	秋田県警横手警察署	交通課	課長
	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局	総務企画部門	首席運輸企画専門官
	秋田県観光文化スポーツ部	交通政策課	地域交通対策監
	秋田県雄勝地域振興局	総務企画部地域企画課	課長
	東成瀬村観光物産協会		会長
	東成瀬村商工会		会長
	東成瀬村社会福祉協議会		会長
	東成瀬村 PTA 連合会		会長
	羽後交通労働組合		執行委員長
学識経験者	秋田大学		准教授 _____ _____ _____
村職員	東成瀬村		副村長

	員会		
	椿川三部落委員会		会長
	大柳地区地域づくり推進委員会		会長
秋田県警察、その他	秋田県警横手警察署	交通課	課長
	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局	総務企画部門	首席運輸企画専門官
	秋田県観光文化スポーツ部	交通政策課	地域交通対策監
	秋田県雄勝地域振興局	総務企画部地域企画課	課長
	東成瀬村観光物産協会		会長
	東成瀬村商工会		会長
	東成瀬村社会福祉協議会		会長
	_____		_____
	羽後交通労働組合		執行委員長
学識経験者	_____		地域公共交通に精通した教授又は准教授
村職員	東成瀬村		副村長

		健康福祉課	課長
		建設課	課長
		教育委員会	教育次長

		健康福祉課	課長
		建設課	課長
		教育委員会	教育次長

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規約は、令和8年6月5日から施行する。